

船橋市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、平成 17 年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成 25 年 2 月 4 日

船橋市監査委員 高 地 章 記
同 増 田 尚 功
同 斎 藤 忠
同 中 村 静 雄

監査対象機関		中央卸売市場 管 理 課	結果措置報告年月日	平成 24 年 12 月 20 日
ページ	項目	区分	事 項	措置状況
133	11－ (2) －④	意見	施設利用料等の滞納者の中で特に悪質と見られる者に対しては、滞納者に対する利用停止の規定を設定することが望ましい。	平成 21 年 4 月 15 日施行の船橋市中央卸売市場利用料等滞納整理事務処理要領を作成し、悪質な滞納者に対しては保証金の充当を行い、期日までに追加の預託がされない場合には業務が行えなくなるとする規定を設けた。